

新冠町防災備蓄計画

令和 6 年
新 冠 町

1. はじめに

(1) 計画策定の趣旨

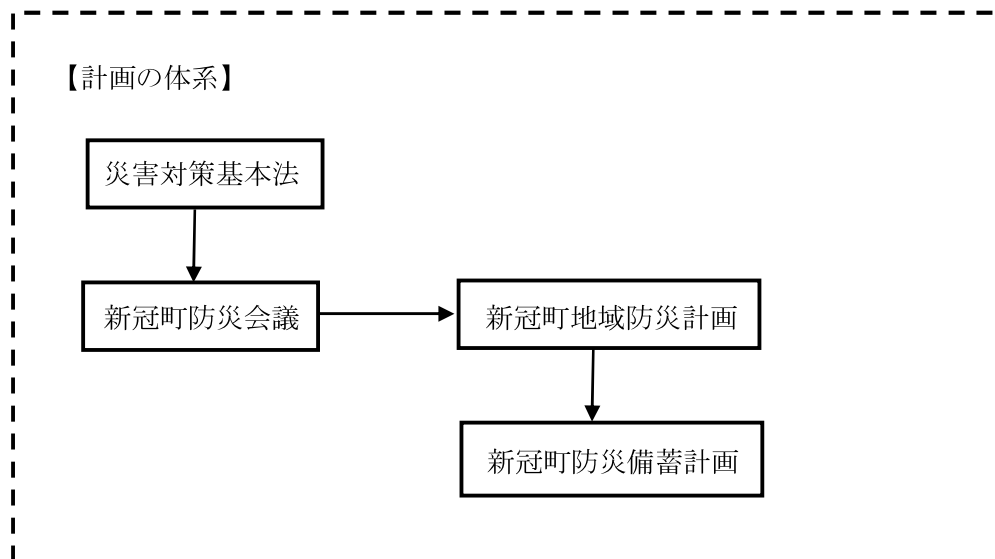
当町では、地震等の災害に備えて、指定避難所である各小中学校や役場庁舎や生活センターなどに、食料、飲料水、生活必需品を確保しています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災地では、地震の揺れや津波によって甚大な人的被害や建物被害が発生したほか、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、道路、鉄道等も大きな被害を受けたことから、流通機能が停滞し、長期間に渡って物資等の不足状態が続くなど、様々な課題が浮き彫りとなりました。

また、平成30年9月に北海道全域で発生したブラックアウトと同程度の停電災害が冬期間に発生していた場合、集中備蓄を基本とした従来の備蓄方法では迅速な避難所開設が難しいことが想定されることから、町内各地域に分散して備蓄を行う必要性が生じました。

こうした状況下において、当町において大規模かつ広範囲で災害が起こった場合に備えた備蓄が重要であることを再認識し、今後の備蓄のあり方等に関する基本的な方針を示すため「新冠町防災備蓄計画」を策定することとしました。

なお、本計画は、災害被害想定や社会情勢の変化、新たな課題等が生じた場合には、必要に応じて検討を加え、適宜修正していくものとする。



2. 基本的な考え方

この計画における災害時の備蓄体制の構築につきましては、自助(自らの力で行う)、共助(事業所や自治会で助け合う)、公助(公的機関が支援を行う)の考え方により実施します。また、備蓄体制については、町民による日頃からの家庭内備蓄、流通業界等からの流通備蓄、他自治体からの救援物資等を考慮しながら、町民・企業・行政が一体となって備蓄体制の整備を推進することを基本とします。

(1) 家庭内備蓄

家庭内備蓄とは、町民が自らの家庭内において3日間程度の食料や飲料水、ラジオ、懐中電灯、医薬品等の備蓄を行うなど、日頃から災害時に必要な物資を蓄えておくことをいいます。災害発生直後には食料品等の確保が困難になることが予想されるため、各家庭において備蓄に努めるよう、広報誌等を通じて、継続的に啓発を行うものとします。

(2) 流通備蓄

流通備蓄とは、災害時に事業者などが必要な物資の調達を実施するもので、現在、町では、各事業者と協定を締結しております。その他、北海道とコンビニエンスストアや大手スーパー、飲料メーカーなどが締結している協定は、町にも適用され、物資の供給を受けることができます。

なお、各事業所は、家庭内備蓄と同様に3日間程度の備蓄品を確保し、災害時に帰宅が困難となった者を安全が確認できるまでの間、事業所内に待機させることができるような体制整備に努める必要があります。

(3) 行政による備蓄

行政による備蓄とは、町が平時から行う食料等の備蓄をいいます。大規模広域災害時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者の発生が予想されることから、行政備蓄として平時から食料、生活必需品、避難所資機材及びその他防災資機材の備蓄に努めます。

なお、発災後4日目以降は、国、北海道、他自治体及び災害時応援協定先等からの物資支援が行われることを見込み、家庭内備蓄及び事業者による流通備蓄と合わせ、発災後3日分(9食)の備蓄を目標とします。

(4) 計画期間

当計画は5年ごとに見直しを行うこととしておりますが、新たな課題等が生じた場合には、その都度検討を加え、修正を行います。

【計画期間】

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

新冠町防災備蓄計画(当計画)

新冠町防災備蓄計画(第2版)※予定

3. 避難者数の想定及び備蓄品必要数量

(1) 避難者数の想定

最も多くの避難者が見込まれる災害として、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により、町に最大規模の津波被害が生じた場合の被害想定をもとに次のとおり設定します。

【避難対象者数・世帯数】

避難所への避難者	避難所外への避難者	避難者合計
2, 100人(1, 160世帯)	1, 100人(608世帯)	3, 200人(1, 768世帯)

※避難者数は地震発生後の経過時間により推移しますが、ここでは考慮せず、発災直後の想定数とします。

※町外からの来訪者の避難については、発災時の町民の町外所在数と相殺し、上記避難者数の内数とします。

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による被害想定(令和4年度北海道発表)による

(2) 備蓄品必要数量

町による想定避難者に対する食料等の備蓄品必要数量については、以下のとおり算定します。

【食料等の必要数量】

食 料: 2, 100人 × 3食数等 × 3日間 = 18, 900 食

飲料水: 2, 100人 × 3リットル × 3日間 = 18, 900 リットル

【算定条件】

○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による被害想定(令和4年度北海道発表)により、避難所への避難者数である2, 100人を基準とします。

○発後4日目以降は、国、北海道、他自治体及び災害時応援協定先等からの物資支援が行われることを想定し、発災後3日分(9食)の備蓄を目標とします。

(3)食料備蓄品の確保について

発災後4日目以降は、国、北海道、他自治体及び災害時応援協定先等からの物資支援が行われることを想定し、食料及び飲料水については、(1)家庭内備蓄及び(2)流通備蓄と合わせ、発災後3日分(9食)の備蓄を行政による備蓄により確保します。

【食料等の必要数量】

食料：2,100人 × 3食数等 × 3日間 = 18,900 食

飲料水：2,100人 × 3リットル × 3日間 = 18,900 リットル

【家庭内備蓄】

災害備蓄品の配備啓発により、各家庭での備蓄配備率を促進し、最大避難者2,100人のうち、避難者の約30%が備蓄品を持参するものと想定する。

【参考】

「新冠町津波避難アンケート」(令和5年度)における「災害時に備えて非常用食料等を3日以上用意している世帯の割合」 全世帯の47.0%。

【流通備蓄】

町が協定を締結している、大型食料品店及びコンビニ等との協定により、災害時は食料等が避難者に配分されること及び町内事業者との連携を強化することで、全体の約20%が避難者に配分されると想定する。

【行政備蓄】

本計画においては、上記の家庭内備蓄と流通備蓄分を差引いた残りの 約50%分を目安として、備蓄数量を算出する。

なお、開校時の災害発生に備え、小中学校の食料備蓄品については、当計画によらず児童生徒の3日分の食料等を確保するものとする。

4. 備蓄品目・整備年次計画

(1) 整備すべき物資及び整備年次計画

整備すべき物資及び整備年次計画については、資料1で示すとおりとします。

なお、人口減による必要数量の変化、新たな被害想定や課題が生じた場合等により必要に応じ適宜、見直すこととします。

(2) 職員用備蓄について

災害対応を行う職員用の備蓄品について、職員の大半が町内在住であることから災害避難者用備蓄の内数とします。

(3) 整備を順次に検討すべき物資

以下に掲げるものを基本とし、災害時要支援者に配慮した備蓄品目については優先的に整備検討を行うものとします。

① 食料

飲料水 米類 パン 軽食(ビスケット等) レトルト食品 スープ 野菜ジュース
液体ミルク ベビーフード

② 生活関連

簡易トイレ 簡易ベッド毛布 断熱シート タオル ポリ袋 ゴミ袋 使い捨てカイロ
ダンボールベッド 哺乳びん 自動式トイレ

③ 衛生関連

携帯トイレ(便袋) トイレットペーパー ウエットティッシュ
おむつ(大人用、乳児用) 生理用品

④ 燃料

発電機用ガソリン ストーブ用灯油

⑤ その他

発電機 灯油ストーブ 投光器 パーティション ブルーシート ロープ
スコップ ツルハシ 工具セット ジャッキ 脚立

(4) 備蓄の方法

備蓄の方法は、災害発生時における迅速な避難所の開設をするため、各地域において拠点となる避難所への分散備蓄を基本とします。

(5) 防災備蓄の活用

食料や飲料水については、保存期限が長期間であるものを購入します。賞味、消費期限切れが近くなつたものについては、避難訓練や防災教育の現場など啓発活動等において計画的に活用をしながら入れ替えを行い、効果的な活用を行います。

5. 家庭における非常用備蓄品の推進

(1) 備蓄食料

町は、各家庭で最低3日間、目標としては1週間分の必要な飲料水や食料等を備蓄するよう、広報紙や防災訓練、防災講話、小、中学校における防災教育など、あらゆる機会を通じて町民へ普及・啓発を行います。

あわせて、各家庭において消費、賞味期限の古い備蓄食料を消費し、新しい備蓄食料を買い足すことで一定数の備蓄食料を保つローリングストックの啓発に努めます。

【品目の例】

飲料水、アルファ化米、缶詰、レトルト食品、ドライフーズ、チョコレート、飴、乾パンや缶詰など

乳幼児のいる世帯においては粉ミルク、液体ミルク、乳児用お菓子、ベビーフード など

※アレルギーをお持ちの方はアレルゲンフリーの防災食料を選択するよう啓発に努めます。

※乳児、幼児のいるご家庭では、子どもの成長に合わせた防災食料を準備するよう、啓発に努めます。

【参考】

家庭内備蓄の状況については、「新冠町津波避難アンケート」(令和5年度)における「災害時に備えて非常用食料等を3日以上用意している世帯の割合」は全世帯の47.0%。

(2) 非常用持出品

備蓄食料と合わせて、生活用品についても避難の時に必要な物を家族分用意し、非常用持ち出し袋に入れ、目のつきやすい場所に置いておきます。

両手が使えるよう、リュックサックなどに入れ、駆け足ができる重さまでの範囲の備蓄を推奨します。

【品目の例】

備蓄食料、非常用持出袋(リュック等)、懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、タオル・毛布、衣類・下着類、感染症対策用品、お薬・救急セット など

(3) 備蓄品

長期にわたる避難所での生活が必要となった場合や、停電や断水などのライフラインの停止により自宅での生活が困難になることもあります。

特に冬季においては暖房が使えない場合、部屋の温度が急激に下がり、低体温症や凍死の危険性が高まるため、防寒対策に向けた備蓄を推奨します。

【品目の例】

卓上コンロ、ガスボンベ、固形燃料、ポータブルストーブ、寝袋、アルミシート、
使い捨てカイロ、冬用毛布、ビニール袋、ティッシュ、ろうそく・マッチ・ライター、
大人用おむつ・携帯用トイレ、ほ乳びん・紙おむつ、メガネ、携帯電話充電器、
雨具・軍手、ヘルメット・帽子・マスク、ラップフィルム、紙食器・割り箸、ラップ、
洗面用具、石鹸・シャンプー、タオル、ちり紙・ウェットティッシュ、ポリ袋、トイレトペーパー、
携帯用トイレ、非常用給水袋・タンク類、着替え、寝袋、裁縫道具、筆記用具、
古新聞、工具類、灯具(懐中電灯、ランタンなど)、モバイルバッテリー(充電確認)、
防災頭巾(ヘルメット)、小銭、毛布(アルミシート)、ホイッスル、軍手、ロープ、
免許証・保険証・預金通帳のコピー、応急衣料品、ライター(マッチ)、ラジオ、
缶切り・ナイフ、使い捨てカイロ、
その他(生理用品、赤ちゃん用品、介護用品、ペット用品) など

6. 流通備蓄について

「流通備蓄」とは、企業と協定を締結し、災害時に必要な物資を調達する仕組みです。現在、町では、資料2のとおり協定を締結しております。その他、北海道とコンビニエンスストアや大手スーパー、飲料メーカーなどが締結している協定は、町にも適用され、物資の供給を受けることができることとなっております。

また、町としても管内の事業所等と積極的に協定を締結し、円滑な物資の調達体制の確保を図り、さらに連携を強化することとします。

7. 参考資料

(新冠町地域防災計画 第4章災害予防計画より抜粋)

第11節 救援・救急体制の整備計画

災害時において住民の生活を確保するため、医療救護、飲料水・食料・生活必需品の供給、建物対策等の迅速な各種応急対策が求められ、日頃からそれぞれの対策についての準備が必要である。災害発生時に応急対策を的確に、かつ、効果的に行うために準備すべき環境整備について定める。

1 給水体制の整備

災害時における飲料水・生活用水・医療用水の供給は極めて重要なものであり、優先して確保するように給水体制を整備する。

2 食料・生活必需品の備蓄

災害の発生によって、食料や生活必需品の流通機構は、混乱状態になることが予想されるので、平時から災害用食料を備蓄するほか、緊急に食料を調達できる体制の整備を図るとともに各家庭での備蓄を推進する。

3 協定締結の促進

物資等協定締結を促進し、災害時の飲料水・食料・生活必需品、医薬品、資機材等の調達について、関係団体との協力業務の内容や協力方法等を取り決めた協定の締結促進に努める。また、災害時応援協定締結の促進により、各事業所や団体等と災害時の労務・技術・車両・資機材の提供・協力について、連絡体制や活動体制等を協議し、協定の締結促進に努める。